

# 令和2年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第1号）

令和2年7月3日（金）

午前10時 開 議

【再 開】・・ |

・町民憲章朗唱

【会議録署名議員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第1 会議録署名議員の指名

【諸般の報告】・・ |

日程第2 諸般の報告

・例月現金出納検査報告書の配布

【報告第2号～第3号上程、報告】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第3 報告第2号 令和元年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告  
について

日程第4 報告第3号 令和元年度葛巻町の資金不足比率について

【議案第30号～第39号・認定第1号～第2号上程、説明、委員会付託】・・・・・・・・ 2

日程第5 議案第30号 令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第31号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第32号 葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の  
一部を改正する条例

日程第8 議案第33号 福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第34号 葛巻町道路の構造の一般的技術的基準等を定める条例  
の一部を改正する条例

日程第10 議案第35号 葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第36号 葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並  
びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第37号 葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第38号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第14 議案第39号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第15 認定第1号 令和元年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定  
について

日程第16 認定第2号 令和元年度葛巻町水道事業会計決算の認定について

【 決算審査結果報告 】 ..... ||  
監査委員決算審査結果報告

令和2年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第1号）

告示年月日	令和2年6月25日（木）							
再開年月日	令和2年7月3日（金）							
会議の場所	葛巻町役場							
会議年月日	令和2年7月3日（金） 開議10時00分 散会11時22分							
議員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 出欠 遅早 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名		出席の有無	議席番号	議員氏名		出席の有無
	1	下屋敷 幸 男		○	6	鈴 木 満		○
	2	遠 藤 裕 樹		○	7	姉 帯 春 治		○
	3	近 藤 聖		○	8	辰 柳 敬 一		○
	4	山 崎 邦 廣		○	9	高 宮 一 明		○
	5	柴 田 勇 雄		○	10	中 崎 和 久		○
会議録署名議員	4 番	山 崎 邦 廣		9 番	高 宮 一 明			
会議の書記	議会事務局長	触 沢 誉		議会事務局長補佐	和 野 美 歌			

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴 木 重 男	健康福祉課長	檜 木 幸 夫
	副 町 長	觸 澤 義 美	農林環境エネルギー課長	松 浦 利 明
	教 育 長	高 畑 嗣 人	建設水道課長	和 野 康 弘
	農業委員会長	深 澤 進	こども教育課長	千 葉 隆 則
	代表監査委員	馬 渕 文 雄	まなび交流課長	大久保 栄 作
	政策秘書課長	中 山 優 彦	病院事務局長	大 石 和 人
	総務課長	服 部 隆 行	政策秘書課室長	波 紫 徳 彰
	いらっしやい葛巻推進課長	石 角 則 行	総務課財政係長	近 藤 桂 太
	住民会計課長	坂 待 典 子		

( 開議時刻 10時00分 )

議長 ( 中崎和久君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、令和2年葛巻町議会を再開します。

本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 ( 触沢誉君 )

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。

葛巻町民憲章、第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 ( 中崎和久君 )

ご着席ください。以上で、町民憲章の朗唱を終わります。

これから、令和2年葛巻町議会7月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は、10名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から7月10日までの8日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、4番、山崎邦廣君及び9番、高宮一明君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。

例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、報告第2号、令和元年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第4、報告第3号、令和元年度葛巻町の資金不足比率についての2件を一括議題とします。

順次、説明を求めます。総務課長。

総務課長 ( 服部隆行君 )

お疲れ様でございます。

議案集をお願いいたします。報告第2号からご説明申し上げます。議案集の1ページをお願いいたします。報告第2号、令和元年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告申し上げます。2ページをお願いいたします。令和元年度の一般会計の繰越計算書でございますが、先の令和2年3月定例会議におきまして議決をいただきました繰越明許予算、2款、総務費、庁舎等建設事業費ほか全10事業でございます、総額2,064,497,000円を令和2年度に繰り越したものでございます。事業の進捗状況につきましては、全10事業中6事業が発注済みとなっており、うち林業関係及び畜産振興総合対策事業の一部におきましては、既に完了をしております。また、早期完了が望まれる災害復旧事業につきましては、第2四半期中の完成を見込んでございます。なお、未発注となっております4事業につきましても、適宜発注を進めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

3ページをお願いいたします。報告第3号、令和元年度葛巻町の資金不足比率についてでございます。今回の定例会議におきまして、病院事業会計及び水道事業会計に係る決算の認定をお願い申し上げますことから、併せて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、資金不足比率をご報告申し上げます。法律の制度上での算定額でございます。葛巻町国民健康保険病院事業会計及び葛巻町水道事業会計とも、決算書にてお示しをしておりますとおり、いずれも流動資産が流動負債を大きく上回っており、資金不足が生じていないことから、資金不足比率はなしとなるものでございます。

以上、報告2件の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

#### 議長（中崎和久君）

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。報告第2号、令和元年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第2号、令和元年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

次に、報告第3号、令和元年度葛巻町の資金不足比率について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第3号、令和元年度葛巻町の資金不足比率についてを終わります。

次に、日程第5、議案第30号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）から、日程第16、認定第2号、令和元年度葛巻町水道事業会計決算の認定についての12議案を一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。政策秘書課長。

## 政策秘書課長（中山優彦君）

お疲れ様でございます。

議案集をお願いいたします。議案第31号からご説明をいたします。議案集の4ページをお願いいたします。議案第31号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例でございます。議案資料にて説明いたしますので、資料の2ページをお願いいたします。改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について、所要の整備を行うものでございます。改正の背景でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が落ち込んだ者に対して、国民健康保険及び国民年金等について保険料の減免を行うとの閣議決定を受けまして、議案資料その2の1ページに掲載しております新旧対照表のとおり、制定附則に新たに第28条を加え、所要の措置を講じるものでございます。なお、詳細につきましては、議案資料の2ページにて、減免基準の概要及び割合などについて掲載しておりますので、お目通しいたできますよう、お願い申し上げます。附則でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

5ページをお願いいたします。議案第32号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。改正の趣旨でございますが、議会の同意を要する賠償責任の免除につきまして、当該賠償責任に係る賠償額を500,000円以上に見直すものでございます。改正の背景でございますけれども、条例制定以来、賠償額の見直しを行わず現在に至っておりますが、現在の社会情勢に鑑み、また、他事業の条例に定める額にならない、条例の一部を改正し、所要の措置を講じるものでございます。附則でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

6ページをお願いいたします。議案第33号、福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例でございます。改正の趣旨でございますが、福祉医療資金の貸付対象となる医療費助成事業の定義につきまして、所要の整備を行うものでございます。改正の背景でございますが、平成7年葛巻町告示第21号及び第22号により定めた実施要綱を廃止し、新たに令和元年葛巻町告示第76号により、ひとり親家庭などを含めた実施要綱を定め、条例の一部を改正し、所要の措置を講じるものでございます。附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和元年8月1日から適用するものでございますが、改正前の規定に基づく貸付は改正後の相当規定に基づいてなされた貸付とみなすものでございます。

8ページをお願いいたします。議案第34号、葛巻町道路の構造の一般的技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例でございます。改正の趣旨でございますが、道路構造令の一部を改正する政令の改正に伴いまして、道路構造令に準拠するよう所要の整備を行うものでございます。改正の背景でございますが、自転車の走行に関し、安全かつ円滑に通行させるため、自転車通行帯を新たに規制するとともに、自転車道の設置要件として設計速度を追加し、所要の措置を講じるものでございます。詳細につきましては、以下12ページまで新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しいたできますようお願い申し上げます。附則でございますが、この条例は公布の日から施行しようとする

るものでございます。

13 ページをお願いいたします。議案第 35 号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。改正の趣旨でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に準拠するよう、所要の整備を行うものでございます。改正の背景でございますが、保育所等との連携につきましては、保育の提供の終了に際し、乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき、また、連携施設の確保が著しく困難なときなどに第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができるとするものでございます。次の居宅訪問型保育事業につきましては、疾病や精神上、あるいは環境上などから保護者の養育が困難な場合への対応などが追加されたことに伴い、条例の一部を改正し、所要の措置を講じるものでございます。詳細につきましては、以下 14 ページまで新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しいたぎますようお願い申し上げます。附則でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

15 ページをお願いいたします。議案第 36 号、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正する条例でございます。改正の趣旨でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に準拠するよう、所要の整備を行うものでございます。改正の背景でございますが、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じるなどに該当する場合、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができるよう条例の一部を改正し、所要の措置を講じるものでございます。詳細につきましては、以下 16 ページまで新旧対照表を記載しておりますので、お目通しいたぎますようお願い申し上げます。附則でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

17 ページをお願いいたします。議案第 37 号、葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。改正の趣旨でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に準拠するよう、所要の整備を行うものでございます。改正の背景でございますが、放課後児童支援員認定資格の取得について、認定資格研修の受講機会の拡大を図ることを目的に、条例の一部を改正し、所要の措置を講じるものでございます。附則でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

19 ページをお願いいたします。議案第 38 号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。議案集及び議案資料の 3 ページにてご説明いたしますので、双方照らし合わせながらご覧いただきますよう、お願いいたします。契約の目的でございますが、ミルクハウスくずまき乳製品加工室の洗びん機を更新するものでございます。取得する財産の仕様でございますが、容量の違う 5 種類のガラスびんに対応可能な人手によ

る給排びん方式のものでございます。契約の相手方でございますけれども、石川県金沢市に会社がございましてシブヤマシナリー株式会社でございます。納入期限は令和2年8月31日に設定しようとするものでございます。

20ページをお願いいたします。議案第39号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。こちらにつきましても、議案第38号と同じく議案集及び議案資料3ページの双方にて、ご説明をいたします。契約の目的でございますが、19年間使用した除雪グレーダを更新するものでございます。取得する財産の仕様でございますが、ディーゼルエンジン排気量6690ccの3.7メートル級除雪グレーダでございます。契約の相手方でございますが、一戸町に営業所がございましてコマツ岩手株式会社二戸営業所でございます。納入期限は令和2年11月10日に設定しようとするものでございます。

以上、提案の理由の説明を終わります。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

それでは、一般会計補正予算書並びに議案資料の1ページを併せてお願いいたします。議案第30号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）でございます。今回の補正予算は、歳出では、財政調整基金等積立金、庁舎等建設事業費、観光事業経費、学校情報通信技術環境整備事業費及び長期債償還元金などを増額し、歳入では、純繰越金及び町債現在基金繰入金などの増額、財政調整基金繰入金の減額が主な内容となっております。それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ700,485,000円を増額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,187,120,000円とするものでございます。第2条、地方債の補正は第2表でご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。第2表、地方債の補正でございます。今回の補正は追加1件でございます。庁舎建設事業の財源とするため、49,200,000円を見込むものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等はこれまでと同様でございます。

10ページをお願いいたします。事項別明細の歳出をご説明申し上げます。2款、総務費、1項、5目、財産管理費、1、財産管理経費、PCB汚染廃電気機器処分業務委託料2,724,000円でございますが、役場のキュービクル移設の際の高圧コンデンサや江川中学校改修時の変圧器等、PCB廃棄物の処理費用でございます。処分期限は令和4年3月31日となっております。処理施設の所在地は北海道の室蘭市となります。同じく、6目、企画費、2、協働のまちづくり推進事業経費、自治総合センターコミュニティ助成金2,500,000円でございますが、茶屋場自治会のコミュニティ活動備品整備事業に対しまして、いわゆる宝くじ助成金が交付決定されたことによる計上でございます。歳入におきましても同額を計上してございます。同じく、10目、基金管理費、1、財政調整基金等積立金349,998,000円につきましては、令和元年度からの純繰越金

507,290,000円を歳入に計上してございますが、その2分の1以上の積立等が義務づけられている地方財政法の規定を踏まえ、町債減債基金に149,999,000円、公共施設等整備基金に199,999,000円、合わせて349,998,000円となるものでございます。11目、庁舎建設費、1、庁舎等建設事業費でございまして、1期工事の契約無効に伴う再設計等に係る経費でありまして、庁舎建設検討委員の報償費、旅費等を合わせまして、実施設計業務の委託料としまして56,940,000円を計上するものでございます。11ページをお願いいたします。2款、総務費、3項、1目、戸籍住民基本台帳費、1、戸籍住民基本台帳管理経費、戸籍並びに住民情報システムの改修業務7,034,000円でございますが、歳入におきましても、国からの補助金10分の10を計上してございます。国外転出者のマイナンバーカード等の利用に係るものでございまして、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカードの利用を実現するために必要となるシステム改修を行うものでございます。4款、衛生費、1項、2目、予防費、1、感染症予防事業費、衛生材料費1,980,000円でございますが、新型コロナウイルス感染症予防のための消毒用アルコールの購入費用でございます。株式会社岩手くずまきワインで製造しました消毒用高濃度エタノールを購入しまして、通院機会の多い自宅療養者、妊産婦、医療機関、介護施設、公共施設、自治会などに配布するものでございます。同じく、11ページから12ページにかけてお願いいたします。4款、衛生費、2項、1目、塵芥処理費、1、廃棄物処理事業費並びにごみ焼却場管理経費、合計額が6,033,000円でございます。その内訳でございますが、現在、町の清掃センターは設備の故障のため通常の焼却処理ができない状況であります。修繕期間中、一般廃棄物の焼却処理業務をお願いいたします八幡平市清掃センターへの処理委託料としまして4,840,000円並びに運搬業務500,000円、修繕料として693,000円を計上するものでございます。7款、商工費、1項、3目、観光費、1、観光事業経費15,920,000円でございますが、その主なものは、観光誘客事業費補助金13,500,000円でございます。その内容でございますが、町内宿泊施設を利用した場合、宿泊者1人1泊あたり5,000円以上の支払いに対しまして、2泊分までの半額を助成するもので、実施期間は7月下旬から9月末まででございます。さらに、宿泊特典助成といたしまして、宿泊者1人1泊あたり、くずまき商品券を1,000円分贈呈するというもので、実施期間は宿泊費助成と同様でございます。13ページをお願いいたします。8款、土木費、2項、2目、道路維持費、1、道路維持管理経費、道路長寿命化修繕工事9,000,000円の減でございますが、事業費の財源として見込んでいました社会資本総合整備交付金の配分額が当初の想定を下回ったことによる事業費の減額でございます。同じく、4目、橋りょう維持費、1、橋りょう維持管理経費、橋りょう修繕工事5,500,000円の増でございますが、社会資本総合整備交付金の配分額が当初の想定を上回ったために、令和3年度に予定しておりました事業を前倒して実施するものでございます。14ページをお願いいたします。10款、教育費、1項、2目、事務局費、5、学校情報通信技術環境整備事業費、備品購入費教育用タブレットPC25,712,000円でございます。国が進めるGIGAスクール構想の実現に向けまして、小中学校における児童、生徒へ1人1台、学習用端末を整備することによりまして、未来を見据えた学校のICT環境を整備するものでござい

す。15 ページをお願いいたします。12 款、公債費、1 項、1 目、元金、1、長期債償還元金 206,021,000 円、同じく、3 目、公債諸費、1、公債登録・払込経費 11,072,000 円については、町債減債基金から同額を繰り入れし、繰上償還財源に充当するものでございます。

8 ページに戻っていただきます。歳入でございます。14 款、国庫支出金、2 項、1 目、総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 7,034,000 円でございますが、歳出でご説明申し上げました戸籍、住民情報システム改修業務に国 10 分の 10 が充当されるものであります。同じく、5 目、教育費国庫補助金、公立学校情報機器整備費補助金 8,629,000 円でございますが、歳出でご説明申し上げました教育用タブレット PC 経費 25,712,000 円でございますが、こちらの児童、生徒数の 3 分の 2 相当分に対して交付されるものであります。18 款、繰入金、1 項、1 目、財政調整基金繰入金 1 億円の皆減でございます。同じく、2 目、町債減債基金繰入金、歳出でご説明申し上げました繰上償還の財源として 217,092,000 円を計上するものでございます。同じく、3 目、公共施設等整備基金繰入金、調査建設事業の財源として 7,740,000 円を計上するものでございます。19 款、繰越金、1 項、1 目、繰越金、令和元年度会計からの純繰越金 507,290,000 円を計上することとなりましたことから、先ほどもご説明申し上げましたが、地方財政法のルールに基づきまして、歳出では 2 分の 1 以上の額 349,998,000 円を基金積立財源としまして、町債減債基金並びに公共施設等整備基金に計上するものでございます。20 款、諸収入、4 項、5 目、雑入、歳出でもご説明申し上げました自治総合センターコミュニティ助成金としまして、3,500,000 円を計上するものでございます。21 款、町債、1 項、1 目、総務債、庁舎建設事業として 49,200,000 円を計上するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

お疲れ様でございます。

それでは、認定第 1 号、令和元年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。最初に、17 ページの事業報告書をお開き願います。はじめに、1、概況の(1)総括事項について申し上げます。令和元年度は、新病院開設から 2 年が経過し、診療も軌道に乗り、病院運営も円滑に進められております。4 月からは地域包括ケア病床の運営を開始し、住民の在宅生活のサポートと経営の健全化に努めております。診療科は 5 科、一般病床 28 床、地域包括ケア病床 14 床、介護療養型病床 18 床、計 60 床で運営しました。診療体制は正職員 42 名、臨時職員 21 名となっております。医師につきましては常勤、非常勤合わせて 5 名のほか、岩手県立中央病院、岩手医科大学等からの診療応援で住民が安心して診療が受けられる医療体制づくりに努め

てまいりました。また、地域連携室に配置している専任の入退院支援専門員によりまして、スムーズな入退院調整の体制を構築し、安心して入院生活を送っていただくことができるよう支援に努めたところがございます。患者の状況につきましては、入院、外来と合わせて年延べ43,683人となりました。このうち一般病床の入院患者数につきましては、年延べ10,277人となりました。前年度比1,893人の増となっております。一方、介護療養型病床につきましては1,304人となりまして、前年度比1,345人の減となっております。病床別の内訳では一般5,932人、地域包括ケア病床が4,345人、各病床利用率は一般が57.9パーセント、地域包括ケア病床が84.8パーセント、介護療養病床が19.8パーセント、全体では52.7パーセントとなりまして、昨年度を上回ったものでございます。外来につきましては32,102人で2,285人減少となったところであります。

ページを戻っていただきまして、1ページ、2ページをご覧願います。決算報告書でございます。発生主義の公営企業であります病院事業の決算につきましては、基本的には税抜きで決算書を調整することとなっておりますが、予算制度を採用していることから、実績を示す決算報告書につきましては税込みで編成しておりますので、1ページから4ページまでの表につきましては、予算と決算が比較できるように税込みでの作成としております。なお、金額は千円単位で申し上げますので、ご了承願います。まず、1ページ、2ページの収益的収入及び支出でございます。決算額のみご説明申し上げます。収入の第1款、病院事業収益は第1項から第3項までを合わせて1,025,759,000円の決算額となりました。予算額との比較では74,842,000円、6.8パーセントの減でございます。支出の第1款、病院事業費用は第1項から第3項までを合わせて1,049,579,000円の決算額となりました。予算額との比較では51,464,000円、4.7パーセントの減となっております。この結果、収入総額から支出総額を差し引いた税込みでの純損失は23,820,000円となるものです。続きまして、3ページ、4ページをお開き願います。資本的収入及び支出でございますが、収入総額は45,848,000円、支出総額は83,819,000円となり、不足する37,971,147円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。なお、建設改良費の10,160,000円につきましては、資料19ページの2、工事等(1)建設改良事業の概要に詳細を記載しておるものでございます。

次に、8ページの財務諸表、損益計算書でございます。この計算書は3条予算の税抜き収支に対応しまして、1年間の経営成績を表すものでございます。ここからは税抜きの金額となるものです。医業収益と医業費用の差、医業損益につきましては345,561,000円の損失になるものでございます。これに医業外収益、医業外費用を合わせますと、経常損失が100,144,000円になるものでございます。特別利益と特別損失を合わせますと、当年度の損益につきましては、純損失25,823,000円となり、前年度からの繰越欠損金と合わせまして581,088,000円の未処理欠損金となるものでございます。次に9ページの剰余金計算書でございますが、ただいま申し上げました未処理欠損金につきましては翌年度に繰越処分させていただく内容でございます。続きまして、11ページから12ページ、貸借対照表でございます。はじめに、11ページの資産の部でございますが、固定資産につきましては、有形固定資産の2,976,201,000円、流動資産につきましては、現金が689,073,000円になるものです。資産合計は3,770,744,000円に

なるものでございます。続きまして、12ページの負債の部でございますが、固定負債、流動負債、それから、繰延収益につきましては、合計で3,343,226,000円になるものでございます。資本の部につきましては、資本金が997,606,000円、剰余金につきましては、利益剰余金が570,088,000円でございます。資本合計が427,517,000円となり、負債と資本の合計が3,770,744,000円となりまして、左側11ページの資産合計と一致するものでございます。続きまして、13ページをご覧いただきたいと思っております。キャッシュ・フローの計算書でございますが、令和元年度の純損失が25,823,000円になりますが、現金を伴わない支出等を加味し、業務活動と投資活動、そして、財務活動によるキャッシュ・フローを合計しますと、資金増加額というところの現金そのものにつきましては59,794,000円の増加となるものでございます。これによりまして、資金の期末残高につきましては689,073,000円となり、11ページの貸借対照表の現金及び預金と一致するものでございます。17ページ以降の決算附属資料につきましては、財務諸表の詳しい資料となっております。よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。

#### 議長（中崎和久君）

建設水道課長。

#### 建設水道課長（和野康弘君）

お疲れ様でございます。

それでは、認定第2号、令和元年度葛巻町水道事業会計決算について、ご説明申し上げます。最初に17ページの事業報告書をお開き願います。はじめに、1、概況について申し上げます。総括事項でございます。水道事業会計につきましては、平成29年度より公営企業会計に移行し、3年経過しておりますが、令和元年度は経営状況及び資産の状況などを的確に把握するよう努めてまいりました。水道経営につきましては、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、経営健全化に向けた取り組みの方向性と将来の収支見通しについて見える化を図りました。施設整備につきましては、江川地区水道整備事業が完了したことにより江川地区の漏水が減少し有収率向上が図られ、また、その他の地区においても定期的な漏水調査や修繕を実施することにより、町民の快適な生活を支えるために安定的な給水サービスの向上を図るよう努めてまいりました。業務状況でございますが、給水戸数2,657戸、給水人口は5,594人、水道普及率は94.2パーセントとなっております。年間総配水量は953,025立方メートル、年間総有収水量は561,901立方メートルとなっております。前年度と比較しますと、給水戸数3戸、給水人口は180人が減少してございまして、それに伴いまして、年間総配水量及び年間総有収水量もそれぞれ減少してございます。また、年間総配水量が減少となった要因は、人口減少に伴うものと江川地区水道整備工事完成に伴い無駄な漏水が改善したことが大きなものと考えております。建設改良工事の概要ですが、江川地区水道整備事業につきましては、平成30年度からの繰越事業として栗山地区の追鍋橋に架かる導水管の布設工事を実施し、老朽施設の更新を図り、有収率向上に努めてまいりました。経理状況でご

ございますが、別のページの方でご説明申し上げます。以上、事業報告とさせていただきます。

1ページと2ページをお開きいただきしたいと思います。決算報告書でございます。公営企業である水道事業の決算につきましては、税抜きで調整することとなっておりますが、病院事業と同様に税込みで編成しております。なお、金額は千円単位で申し上げますので、ご了承願いたいと思います。はじめに、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。2ページの決算額の欄をご覧くださいと思います。収入、第1款、水道事業収益が185,914,000円、支出、第1款、水道事業費用が198,681,000円でございます。収入でございますが、営業収益につきましては予算額を決算額が上回っておりますが、営業外収益につきましては、他会計補助金及び長期前受金戻入並びに消費税還付金が減となったことから、予算額に対しまして減額となっております。支出でございますが、営業費用につきましては、水質検査委託料、材料費、総係費、減価償却費が減となり、営業外費用につきましては、企業債利息の減により、それぞれ費用の抑制が図られました。特別損失につきましては、平成30年度分の長期前受金戻入額の調整に伴い109,000円となっております。3ページと4ページをお開きいただきしたいと思います。資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。4ページの決算額の欄をご覧くださいと思います。収入、第1款、資本的収入が70,824,000円、支出につきましては、第1款の資本的支出が111,270,000円となっております。このうち建設改良費につきましては、江川地区水道整備事業でございますが、平成30年度からの繰越分18,999,000円を執行したものでございます。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額40,446,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補てんするものでございます。

次に、財務諸表について、ご説明申し上げます。8ページをお開きいただきしたいと思います。損益計算書について、ご説明申し上げます。この計算書は、3条予算の税抜き収支に対応し、1年間の経営成績を表すものでございます。ここからは、税抜きの金額となるものでございます。営業収益につきましては、総額で111,539,000円、営業費用につきましては、減価償却費102,790,000円の計上などによりまして177,143,000円となったことから、営業損失は65,604,000円となるものでございます。営業外収益につきましては、総額で44,538,000円、営業外費用が17,633,000円で、収益が26,905,000円となるものでございます。この結果、営業損失と営業外収益を合わせた経常損失は38,699,000円の損失となるものでございます。営業損失と特別損失を合わせた当年度の損益は38,808,000円の純損失でございまして、前年度繰越欠損金79,055,000円と合わせた当年度未処理欠損金は117,863,000円となるものでございます。9ページと10ページをお開きいただきしたいと思います。次に剰余金計算書について、ご説明申し上げます。先ほど損益計算書で申し上げました当年度未処理欠損金を処理するものでございまして、10ページの下表になりますが、未処分利益剰余金マイナス117,863,000円を欠損金として繰り越すものでございます。11ページと12ページをお開きいただきしたいと思います。貸借対照表について、ご説明申し上げます。資産の部でございます。固定資産につきましては、有形固定資産が総額3,312,901,000円、無形固定資産が

1,555,000円、合わせた固定資産合計が3,314,456,000円でございます。流動資産につきましては、総額209,631,000円で、固定資産と流動資産を合わせた資産合計は3,524,088,000円となるものでございます。12ページをご覧いただきたいと思っております。次に、負債の部でございます。固定負債が総額1,581,905,000円、流動負債が総額で105,218,000円、繰延収益が総額1,069,778,000円で、負債の部の合計は2,756,902,000円となるものでございます。次に、資本の部でございますが、資本金が885,049,000円でございます。剰余金は、利益剰余金が10ページに記載のとおり117,863,000円の欠損でございますので、資本の部の合計は767,185,000円となるものでございます。負債と資本を合計いたしますと3,524,088,000円となりまして、11ページに記載の資産の合計と一致するものでございます。続きまして、13ページをお開きいただきたいと思っております。キャッシュ・フロー計算書について、ご説明申し上げます。1の業務活動によるキャッシュ・フローが51,711,000円、2の投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス10,592,000円、3の財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス28,446,000円となりますことから、合計いたしますと、資金増加額が12,672,000円となりまして、令和元年度におきましては現金が増えたということになるものでございます。資金期首残高と資金増加額を合わせた資金期末残高が208,953,000円でございます。11ページに記載の流動資産の現金及び預金の額と一致するものでございます。

17ページ以降の決算附属書類につきましては、財務諸表の詳しい資料となっておりますので、お目通しいただきたいと思っております。以上でございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

#### 議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員の決算審査の結果について、報告を求めます。代表監査委員、馬淵文雄君。

#### 代表監査委員（馬淵文雄君）

令和元年度の病院事業、水道事業、公営企業会計の2つの決算審査が終わっておりますので、意見書の報告をいたしたいと思っております。お手元の決算審査意見書をご覧になっていただきたいと思っております。令和元年度国民健康保険病院事業会計及び水道事業会計決算審査意見書でございます。地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして審査に付されました令和元年度の国民健康保険病院事業会計及び水道事業会計決算書と証書類を審査しましたので、次のとおり意見を付します。第1、審査の対象は、令和元年度国民健康保険病院事業会計及び水道事業会計決算でございます。審査の期間は、令和2年6月22日から6月26日までであります。審査の方法ですが、審査にあたっては、決算書及び財務諸表等が関係法令等に準拠して作成され、経営成績及び財政状態が適正に表示されているか、また、計数に誤りがないか諸帳簿と照合し、不明な点は担当者の説明を求めて審査いたしました。審査の結果ですが、決算書及び決算附属書類は関係法令

の諸規定に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。また、これらの計数は、諸帳簿と照合審査した範囲では、いずれも誤りがないと認められました。

それでは、国民健康保険病院事業会計の経営の成績及び予算の執行状況を申し上げます。なお、決算状況の詳細につきましては項目別に表で示しておりますが、その表の説明につきましては割愛させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。はじめに、元年度の患者数の動向は、次の表のとおりでございます。入院患者数は、前年度比548人、5.0パーセント増加し、外来患者数は、前年度比2,285人、6.6パーセント減少しております。

次に、収益的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。元年度予算の執行状況は、収入につきましては、予算額1,100,600,000円に対し、決算額1,025,750,000円で、前年度比227,140,000円、18.1パーセントの減となりました。医業収益は、予算額731,430,000円に対し、決算額666,670,000円で、執行率91.1パーセントとなり、前年度比76,990,000円、13.1パーセントの増となりました。主な要因は、地域包括ケア病床導入による入院患者一人当たりの収入単価の増によるもので、入院収益は48.1パーセントの増となりました。医業外収益は、予算額294,160,000円に対し、決算額283,900,000円で、前年度比49,290,000円、21.0パーセントの増となりました。主な要因は、他会計負担金36,960,000円、23.7パーセントの増と長期前受金戻入12,010,000円、31.3パーセントの増などによるものです。支出については、予算額1,101,040,000円に対し、決算額1,049,570,000円で、執行率95.3パーセントとなり、前年度比151,850,000円、12.6パーセントの減となりました。医業費用は、予算額1,090,110,000円に対し、決算額1,030,270,000円で、執行率94.5パーセントとなり、前年度比5,470,000円、0.5パーセントの減となりました。医業外費用は、予算額10,920,000円に対し、決算額18,440,000円で、執行率168.8パーセントとなり、前年度比2,720,000円、17.4パーセントの増となりました。主な要因は、消費税、企業債利息の増などによるものです。次に、未処理欠損金の状況につきましては、次の表のとおりでございます。30年度末の未処理欠損金は555,260,000円であり、元年度純損失25,820,000円を加え、元年度末の未処理欠損金は581,080,000円となりました。次に、一般会計からの繰入状況は、次の表のとおりでございます。前年度と比較しますと、全体で45,640,000円、13.4パーセントの増となりました。主な要因は、一般会計からの負担金で、医業外収益の不採算地区病院経費及び資本的収入の企業債償還元金等が増になったものでございます。次に、資本的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

続きまして、財政状態について申し上げます。はじめに、資産の状況につきましては、次の表のとおりでございます。資産総額は3,770,740,000円で、前年度比99,500,000円、2.6パーセントの減となりました。有形固定資産の減は、建物構築物が108,810,000円、4.1パーセントの減、器械及び備品が46,210,000円、16.9パーセントの減によるもので、これらは主に、減価償却によるものでございます。流動資産の増は、主に現金及び預金59,790,000円、9.5パーセントの増によるものでございます。次に、資本の

状況ですが、資本の合計は427,510,000円で、前年度比25,820,000円、5.7パーセントの減となりました。主な要因は、未処理欠損金の増によるものでございます。次に、負債の状況につきましては、次の表のとおりでございます。負債合計は3,343,220,000円で、前年度比73,680,000円、2.2パーセントの減となりました。主な要因は、企業債の償還による借入残高の減によるものでございます。次に、不良債務についてですが、流動資産合計額が流動負債合計額を上回っておりまして不良債務は発生しておりません。次に、個人未収金の状況につきましては、次の表のとおりでございます。前年度比で230,000円、1.6パーセント減少いたしました。このうち過年度の未収金は、前年度比で160,000円、1.3パーセント減少し、現年度の未収金は、前年度比70,000円、3.4パーセント減少いたしました。

続きまして、元年度のキャッシュ・フローの状況は、次の表のとおりでございます。

結びに、総括でございます。元年度決算は25,820,000円の赤字決算となりました。この結果、繰越欠損金が増加し、当年度未処理欠損金は581,080,000円となりました。入院収益が94,970,000円、48.1パーセントの大幅な増となったものの、資本的支出の企業債返還金の増や、医業費用の材料費及び委託料等の増により赤字となりました。近年、人口減少に伴い患者数も減少傾向にある中、地域包括ケア病床の導入により入院患者数が増加となり、収益の確保に努められました。職員各位の努力を評価するものでございます。未収金につきましては減少しておりますが、収入の確保と負担の公平性の観点からも、未納者の状況に応じ、継続した納付指導により、回収に努めていただきたいと思います。また、訪問診療をはじめ禁煙、睡眠時無呼吸症候群、フットケアの専門外来、糖尿病などの生活習慣病予防に関する健康教室の開催を継続するなど、病院機能を最大限活用した医療サービスの向上に努められました。特に訪問診療は、高齢化が進む当町において、患者やその家族に寄り添った診療が行われており、地域医療の重要な役割を担っていただいております。引き続き、事業の検証を図りながら、町民の健康増進のための取り組みを進めていただきたいと思います。経営状況が厳しい中、地域包括ケア病床の核となる地域連携室を設置し、専門職を新たに配置したことにより、町外の急性期の病院からの受け入れや、町内介護施設との入退所、在宅療養のための介護、福祉サービスとの連携調整が円滑となり、町が進める地域包括ケアシステムの実現にも大きな期待が持たれるものでございます。職員各位の努力と、創意工夫を高く評価するものでございます。

続きまして、水道事業会計の経営の成績及び予算の執行状況を申し上げます。なお、決算状況の詳細につきましては項目別に表で示しておりますが、その表の説明につきましては割愛させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。はじめに、元年度の業務状況は、次の表のとおりでございます。元年度末における給水人口は5,594人で、前年度と比較すると180人、3.1パーセント減少しております。給水区域内人口に対する普及率は94.2パーセントで、前年度と比較すると0.1ポイント増加しております。年間総配水量は953,025立方メートルで、前年度と比較すると84,110立方メートル、8.1パーセント減少しております。配水量に対する有収水量の割合を示す有収率は59.0パーセントで、前年度より7.5ポイント増加しております。年間料金収

入は119,370,000円で、前年度と比較すると340,000円、0.3パーセント減少しております。次に、収益的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。元年度予算の執行状況は、収入については、予算額190,770,000円に対し、決算額185,910,000円となりました。営業収益は、予算額120,650,000円に対し、決算額121,050,000円となり、営業外収益は、予算額70,110,000円に対し、決算額64,860,000円となりました。支出につきましては、予算額207,490,000円に対し、決算額198,680,000円で、執行率95.8パーセントとなりました。営業費用は、予算額189,250,000円に対し、決算額181,460,000円で、執行率95.9パーセントとなり、営業外費用は、予算額18,240,000円に対し、決算額17,110,000円で執行率93.8パーセントとなりました。次に、特別損失の状況ですが、過年度損益修正損により、決算額100,000円となりました。次に未処理欠損金の状況につきましては、次の表のとおりでございます。30年度末の未処理欠損金は79,050,000円で、元年度純損失38,800,000円を加え、元年度末の未処理欠損金は117,860,000円となりました。次に、一般会計からの繰入状況は、次の表のとおりでございます。前年度と比較しますと、全体で2,020,000円、3.3パーセントの減となりました。主な要因は、企業債償還利息分が減になったことによるものでございます。次に、資本的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

続きまして、財政状態について申し上げます。はじめに、資産の状況につきましては、次の表のとおりでございます。資産総額は3,524,080,000円で、前年度との比較では92,830,000円、2.6パーセントの減となりました。有形固定資産の減少は、構築物が71,720,000円の減、機械及び装置が9,150,000円の減などによるものであり、これらは主に減価償却によるものでございます。流動資産の減少は、主に未収金の消費税還付金の減によるものでございます。次に、資本の状況ですが、資本の合計は767,180,000円となりました。次に、負債の状況につきましては、次の表のとおりでございます。負債合計は2,756,900,000円で、前年度比105,950,000円、3.7パーセントの減となりました。主な要因は、企業債の償還による借入残高の減によるものです。次に、不良債務についてですが、流動資産合計額が流動負債合計額を上回っており、不良債務は発生しておりません。次に、個人未収金の状況につきましては、次の表のとおりでございます。営業未収金は530,000円で、前年度比70,000円、12.1パーセント減少いたしました。

続きまして、元年度のキャッシュ・フローの状況は、次の表のとおりでございます。

結びに、総括でございます。元年度の決算は38,800,000円の赤字決算となりました。この結果、繰越欠損金が増加し、当年度未処理欠損金は117,860,000円となりました。前年度と同様、資産の減価償却費が102,790,000円と多額であったことが大きな要因でございます。収益的支出の営業費用177,140,000円のうち、減価償却費が58.0パーセントを占めております。当町は、広い面積を有しており配管の総延長距離が長く、また、浄水施設が多いことから、減価償却費が多額になっておりますが、水道普及率は94.1パーセントとほぼ県平均で推移しているところでございます。夏場、冬期間の湯水期も、常に安全で安定した水道水の供給に努め、町民の快適な生活を維持するため、施設の維持管理、経費の節減を図っていることは評価できるものであります。法適用から4年が

経過し、江川地区水道設備の更新の効果が着実に現れております。また、経営面において、中長期的な視点に立った水道事業会計の経営戦略がいち早く策定され、人口減少が進む中にありながらも、安定的な事業の継続が期待できるものとなりました。水道は重要なライフラインとして、生命維持にとどまらず、文化的及び衛生的な生活を送るうえにおいても必要不可欠なものでございます。近年、多発傾向にある災害発生時には、改めて、その大切さが実感されるものであります。災害の発生に備えた危機管理と、災害が発生した際の対応にも万全な対応ができますことを期待いたしまして、決算審査意見書の報告といたします。どうぞよろしく願いいたします。

#### 議長（中崎和久君）

これで、監査委員の報告を終わります。

ただいま議題となっております、議案第30号から認定第2号までの12議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました12議案については、今会議中に審査を終え、7月10日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号から認定第2号までの12議案については、7月10日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。なお、輝くふるさと常任委員会に付託しました議案の審査については、7月7日に行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

（散会時刻 11時22分）